第38号様式（第34条関係）

放射性同位元素装備診療機器備付届

年　　月　　日

　　　保健所長　殿

管理者　住所

氏名

　　下記のとおり装備する放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法施行規則第27条の２の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称及び所在地　１　病院又は診療所の | 名　　　　　称 |  |
| 所　　在　　地 | ＴＥＬ　　　　　　　　　　ＦＡＸ |
| ２　放射性同位元素装備に関する事項 | 制作者名 |  |
| 型　　　　　式 |  |
| 個　　　　　数 |  |
| 装備する放射性同位元素の種類及び数量 | 種類 |
| 数量ベクレル |
| 　師の氏名と放射線診療に関　する医師、歯科医師又は診３　放射性同位元素装備診療 | 氏　　　　　　名 | 職　　種 | 放射線診療に関する経歴 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| する経歴　療放射線技機器を使用 |  |  |  |  |
| ４　予定使用開始時期 |  | 年　　　　月　　　　日　　　 |
| ５　放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 使用室の防護物の概要 | 構造物の構造 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ |
| 天　井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 通常の出入口の扉 |  |
| その他の開口部 |  |
| 使用室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 濃度限度が法令で定める限度以下 | 以下　・　超える |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 管理区域への立入の制限措置 | 有　・　無 |
| 管理区域の境界における実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が250μSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 放射線測定器 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等用の防護用具等 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器 | 有　・　無 |
| 閉鎖のための設備又は器具 | 有　・　無 |
| 骨塩定量分析装置に関しては、実効線量が1.3mSv/３月以下となるような遮へい物又は間仕切りを設ける等の措置を講ずることにより管理区域を明確にすること | 適　・　否 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに関しては、機器表面にディテクタに収納されている放射性同位元素の種類及び数量を示す標識を付すること | 有　・　無 |
|  | 輸血用血液照射装置を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置を設けなければならない | 有　・　無 |

　注意事項

　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び側面図を添付すること。

　２　使用室図は、照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

　３　使用室の標識等の位置を使用室図中に記入すること。

　４　放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。